平成２４年（ヘ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
京都府八幡市橋本栗ケ谷44番地の７
申立人　井川　　修
権利の届出の終期　平成25年２月15日
平成25年２月20日　　徳島池田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　三好市山城町大川持字中ハシ581番
宅地　267.76平方メートル
⑵登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正11年11月13日受付第868号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正11年11月13日設定
目的　建物所有
存続期間　大正11年11月13日より大正61年11月12日まで50年間
地代　１年玄米１石５斗
支払期　毎年12月末日
地上権者　三好郡山城町大川持581番地
又森　花子

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２５年（フ）第１４号
宮崎県都城市牟田町７街区７号
債務者　株式会社南九州トラベルセンター
代表者代表取締役　永田　　実
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３０３号
北海道石狩郡当別町若葉17番地65
債務者　株式会社ヤグチ
代表者代表取締役　矢口　和実
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６号
静岡県袋井市宇刈203番地の８
債務者　株式会社エクセル・ハート
代表者代表取締役　鈴木　　亮
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　啓悦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月30日午後２時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
大阪市北区西天満６―２―14　マッセ梅田ビル２号館10階1001号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区野崎町４番２号
債務者　株式会社ジャパン・エナジーサーブ
代表者代表取締役　丸山　光男
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５号
大阪市北区鶴野町４番11　朝日プラザ梅田505号
債務者　有限会社サンシャインコーポレーション
代表者代表取締役　東出　征子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０号
金沢市袋町４番13号
債務者　株式会社あんやと
代表者代表取締役　湯浅　敏江
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡峰　聡一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時15分
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４０号
横浜市青葉区美しが丘２丁目40番地７
債務者　株式会社かなネット
代表者代表取締役　佐藤　永淑
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１５号
大阪市此花区四貫島２丁目15番10号
債務者　株式会社タック
代表者代表取締役　内山　　靖
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新村　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８号
大阪市都島区高倉町１丁目11番19号
債務者　樋口産業株式会社
代表者代表取締役　増本　順子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５号
愛知県豊川市一宮町上新切528番地の１
債務者　新豊運輸有限会社
代表者代表取締役　金澤　利哉
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　洋逸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６３５号
大阪市鶴見区横堤３丁目７番10号
債務者　有限会社フレッシュマート神戸屋
代表者代表取締役　藤本　博樹
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３号
札幌市白石区流通センター１丁目８番25号
債務者　株式会社タカラマシナリー．サービシス
代表者代表取締役　清水　伸一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木場　知則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３４号
札幌市豊平区月寒西１条９丁目11番10号
債務者　隅田　敏行
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桶谷　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
北海道士別市東２条17丁目
債務者　株式会社ホクシン管工業
代表者代表取締役　渡辺　　進
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後３時40分
旭川地方裁判所民事部